

平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に
配慮した契約の締結実績の概要

平成21年7月14日
独立行政法人産業技術総合研究所

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成20年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成20年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の実施に向けた体制作りなどの検討を行った。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の調達、自動車の購入、省エネルギー改修事業（ESCO事業）及び建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務のうち、該当する契約はなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

○電気の調達については、各センターの契約について統一的に一般競争入札に移行するための整備が必要となるため、随意契約による契約締結となった。

なお、平成22年度以降に一般競争入札（裾切り方式）を採用する予定である。

○自動車の購入について、平成21年度に1台を総合評価落札方式による購入を予定している。

○省エネルギー改修事業について、平成21年度に環境配慮型プロポーザル方式による契約を2件予定している。

○環境配慮契約を推進するための当研究所における体制として、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に基づき設置された「独立行政法人産業技術総合研究所グリーン調達推進体制」を活用することとしている。